

鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市情報公開条例施行規程

平成13年12月25日

監査委告示第3号

鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市情報公開条例施行規程を次のように定める。

鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市情報公開条例施行規程

鎌倉市監査委員が保有する行政文書に係る鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)の施行については、鎌倉市情報公開条例施行規則(平成13年12月規則第6号)の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年1月1日から施行する。
(監査委員の所管に係る鎌倉市公文書公開条例施行規程の廃止)
- 2 鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市公文書公開条例施行規程(平成6年3月監査委告示第1号)は、廃止する。